

## 「新・元気とやま創造計画」・「教育大綱」・「教育振興基本計画」の位置付け

資料4

平成28年6月1日

計画の名称	策定根拠	各計画の基本的な体系(イメージ)
新・元気とやま創造計画 (県総合計画) 策 定:H24. 6 対象期間:H24~H33	富山県総合計画審議会条例  平成23年の地方自治法改正によって、策定義務付けは廃止	<p>活力、未来、安心の3つの基本施策とそれを支える重要施策である人づくりにより構成</p>
富山県教育大綱 策 定:H28. 3 対象期間:H28~H32	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項 地方公共団体の長は、 <u>教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針</u> を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。 ★教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針=国の教育振興基本計画	<p>富山県教育大綱 (目標・方針) ※教育振興基本計画の上位計画</p> <p>具体的な施策</p> <p>国等の新たな動き</p> <p>数値目標</p> <p>地方創生の視点</p> <p>学校・家庭・地域 確かな学力 ふるさと 芸術文化 高等教育 防犯・安全 スポーツ災</p>
富山県教育振興基本計画 策 定:H25. 9 対象期間:H25~H29 【新計画策定】 策定予定:H28年度中 対象期間:H29~H33	教育基本法 第17条第2項  地方公共団体は、前項の計画 <sup>☆</sup> を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。  ☆前項の計画=国の教育振興基本計画	<p>策定された大綱を踏まえて実効性のある計画を策定</p> <p>富山県教育大綱 基本方針 (9項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援</li> <li>2 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進</li> <li>3 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進</li> <li>4 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の整備</li> <li>5 生涯をとおした学びの推進</li> <li>6 ふるさとを学び楽しむ環境づくり</li> <li>7 次世代を担う子どもの文化活動の推進</li> <li>8 元気を創造するスポーツの振興</li> <li>9 教育を通した「ふるさと富山」の創生</li> </ol> <p>教育振興基本計画 基本方針 (7項目) ⇒ (9項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>III 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援</li> <li>I 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進</li> <li>II 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進</li> <li>IV 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の整備</li> <li>VI 生涯をとおした学びの推進</li> <li>V ふるさとを学び楽しむ環境づくり</li> <li>VII 元気を創造するスポーツの振興</li> </ol> <p>【文 化】基本方針の追加を検討</p> <p>【地方創生】基本方針の追加を検討</p>